平成２４年（フ）第２４３号
静岡県富士市中之郷3779番地の31、前住所静岡県富士市中之郷3813番地の１
債務者　小穴　昌代（旧姓藤田）
１　決定年月日時　平成25年１月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２２号
滋賀県彦根市肥田町915番地29　１―203号
債務者　花岡あけみ
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４０８号
京都市伏見区鍛冶屋町983番地　エラン丹波橋202号室、債務発生時の住所石川県白山市平松町270番地２
債務者　巳野　一男
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２５号
京都市北区大北山原谷乾町31番地30
債務者　林　　誠
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４２７号
京都市右京区西京極西向河原町２番地２　マウンテンヴィレッジ108号室
債務者　豊池　瑞恵（旧姓清藤）
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３８号
京都市西京区嵐山茶尻町46番地４
債務者　中川　好男
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５６７号
兵庫県姫路市広畑区才885番地１姫路家中高層県住１号棟411号
債務者　川口　　巖
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５７６号
兵庫県姫路市勝原区宮田18番地１
債務者　福嶋　寿夫
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１２５号
広島市東区中山南１丁目18番７―107号
債務者　高山　慶寛
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５９号
広島市安佐北区落合南３丁目12番13―413号
債務者　横田　真士
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１８号
広島県安芸郡府中町大須２丁目２番７号
債務者　ネバーこと　青山エミ子
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３８１号
福岡市西区戸切３丁目13番１号
債務者　石橋　　司
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４３６号
福岡市南区向新町２丁目６番15―406号
債務者　尾崎　昭子
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８４号
宮城県石巻市泉町３丁目10番７号、前住所宮城県石巻市泉町２丁目７番11号
債務者　小野美代志
１　決定年月日時　平成25年１月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第７８１号
千葉県松戸市根本346番地の１　リキハイム305号
債務者　中山　英男
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８２６号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷１丁目５番29―506号
債務者　秋葉　公江（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８５０号
千葉県柏市旭町７丁目１番１―107号
債務者　古屋　俊雄
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１４１号
山口県宇部市大字妻崎開作1271番地７　コニーハイツＡ棟101号
債務者　西村　知之
１　決定年月日時　平成25年１月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
山口地方裁判所宇部支部